

## 第1号議案

### 議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた平成24年2月定例府議会に提出された次の議案について、その趣旨、内容とも適当であると認められる旨を回答したことを承認する。

平成24年3月28日

大阪府教育委員会

第140号議案 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参 考>

[内 容]

豊中市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部については同市が処理することとなるため、所要の改正を行うもの。

[施行期日]

平成24年4月1日

[根拠規定]

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下(略)

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

#### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

### ■改正の理由

豊中市の中核市移行に伴い、本条例に基づき同市が処理することとしていた文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づく事務の一部について、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「政令」という。）に基づき同市が処理することとなるため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

従来豊中市は事務処理の特例に基づき、文化財保護法に基づく事務のうち、以下の事務に係る通知、報告の受理等の業務を行ってきたが、政令第5条第3項の規定により当該事務は中核市が行うこととされているため、所要の改正を行う。

- ・重要文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に対する許可（法第43条第1項）、許可に付随する指示（同条第3項）、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
- ・所有者及び管理団体以外の者による重要文化財の公開の許可（法第53条第1項）、許可に付随する指示（同条第3項）、公開の停止命令及び許可の取消し（同条第4項）
- ・文化財の現状の変更に際しての、重要文化財（国の保有する重要文化財で地方公共団体等が管理するものを含む（法第172条第5項）。）の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況についての報告の徴収（法第54条）

### ■施行期日

平成24年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

【別紙】

番号	文化財保護法等の規定により中核市の権限に属する事務として規定されているもの		本条例により現在豊中市が事務の一部を処理しているもの	(根拠条項)
	事務内容 (小項目) (法律・政令に基づく事務名)	根拠条項等 (法令・政令の名称・条・項・号)		
1	重要文化財に関する現状変更等の許可等	文化財保護法第43条 文化財保護法施行令第5条第3項第1号	○	条例第2条第3項第2号、第3号、第4号
2	所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可等	文化財保護法第53条第1項第3項第4項 文化財保護法施行令第5条第3項第2号	○	条例第2条第3項第1号
3	重要文化財の保存に係る報告徴収	文化財保護法第54条 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	○	条例第2条第3項第5号
4	重要文化財の保存に係る立入調査	文化財保護法第55条 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	—	—
5	文化財保護法第99条の規定により施行された発掘により文化財が発見された場合の事務	文化財保護法第100条第2項	—	—
6	警察署長より提出された埋蔵物の受領	文化財保護法第101条	—	—
7	埋蔵物が文化財であるかどうかについての監査等	文化財保護法第102条	—	—
8	当該文化財の返還請求があったときの警察署長への引渡し	文化財保護法第103条	—	—
9	国の所有に属する重要文化財に係る報告徴収	文化財保護法第172条第5項 文化財保護法施行令第5条第3項第3号	○	条例第2条第3項第1号
10	出品された重要文化財等の管理事務	文化財保護法第185条第1項 文化財保護法施行令第6条第2項	—	—

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、豊中市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十四 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて豊中市、高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―五 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、豊中市、高槻市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 4・5 (略) 一―五 (略)</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第二条 (略) 一―三 (略) 四 法第五十三条第一項及び第三項の規定による公開の許可(公開に係る重要文化財が府の区域内に存するもののみである場合(大阪市、堺市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に限る。)に係る通知に関する事務 五 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(大阪市、堺市、高槻市又は東大阪市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合を除く。)に係る通知に関する事務 六―十四 (略) 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて高槻市及び東大阪市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一―五 (略) 3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて、府の区域内に存する市(大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。以下この項において同じ。)の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。 4・5 (略) 一―五 (略)</p>

附 則  
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。